

昭島市工事成績評定苦情審査委員会設置要領

(設置)

第1条 昭島市工事成績評定要領（平成17年4月1実施。）第14条の規定により受注者からの苦情申立てに対して厳正かつ公平な視点による審査を行う場を設け、当該苦情に適切に対処するため、昭島市工事成績評定苦情審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について審査する。

- (1) 請負者から申し立てられた工事の成績評定に係る苦情
- (2) 付議された苦情に係る工事成績評定の修正

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、次に掲げる職にある者をこれに充てる。

委員長	総務部長
副委員長	学校教育部教育総務課長
委員	企画部財政課長
	総務部総務課長
	水道部業務課長
	水道部工務課長
	都市整備部建設課長
	都市整備部建築課長
	都市整備部下水道課長
	都市計画部区画整理課長

2 前項に定める者のほか、委員長が特に必要と認めた場合は、臨時委員を置くことができる。

(委員長の職務及び代理)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(召集)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

(定足数等)

第6条 委員会は、委員長及び委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員は、自らの所属部署が所管する工事に係る議事については、審査に加わることができない。

(施工状況等の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めたときは、苦情申立者又は苦情に係る工事の監督員若しくは検査員から当該工事の施工状況等について、書類の提出を求め、又は事情を聴取することができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、検査担当が処理する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成30年10月1日から適用する。